

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第196号

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)